

安全・安心に関するシンクタンク機能の基本方針

当面の具体的なミッション

- ①経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に当たって必要な情報提供・助言や、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とする調査・分析基盤の構築
- ②新たな分析手法の開発とOJTによる人材養成・能力開発
- ③国内外の関係機関との間の調査研究ネットワークの構築

シンクタンクの果たすべき機能・役割

○シンクタンクとして果たすべき基本的な機能・役割については以下のように整理される。

	立上げ時点で持つべき機能・役割	将来的に拡張するべき機能・役割	留意点
情報収集	<ul style="list-style-type: none">・オープンソースからの情報収集・人的ネットワークを介した非公開情報の収集	<ul style="list-style-type: none">・国内外の政府機関等からの非公開情報の入手・在外公館等と連携した情報収集・海外とのクローズドな意見交換	<ul style="list-style-type: none">・適切な情報管理体制の構築・組織全体に法的な守秘義務をかけることにより保秘を担保・情報公開ポリシーの作成
解析・分析	<ul style="list-style-type: none">・技術動向分析、社会科学的分析・成熟度、依存度などの技術評価・シーズとニーズのマッチング	<ul style="list-style-type: none">・データサイエンス、シナリオ分析等の新たな分析手法の開発・マッチングの高度化	<ul style="list-style-type: none">・解析・分析能力はコア能力として内在化・政策立案に向けたアウトプット
人材育成	<ul style="list-style-type: none">・即戦力の確保とOJTによる人材養成・能力開発・産学官との人材交流	<ul style="list-style-type: none">・人材育成プログラムや学位プログラムの構築・海外との人材交流	<ul style="list-style-type: none">・待遇やキャリアパスの面で魅力度を高めることが課題・産学官との人事交流に当たっての障壁の排除
ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none">・国内外の関係機関とのネットワーク構築・国内公的シンクタンクとの連携	<ul style="list-style-type: none">・海外シンクタンクとの連携強化・人材の層を厚くするための関係コミュニティの構築	<ul style="list-style-type: none">・シンクタンクが内在化すべきコア機能と外部機関と連携して対応する機能の峻別が必要

○ファンディング等のその他の機能については将来課題とし、まずは喫緊の課題であるシンクタンク機能を立ち上げ
○シンクタンク機能を十全に發揮できるような人事・給与システムの構築や事務サポート体制の整備も重要

安全・安心に関するシンクタンク組織の基本設計

組織形態

機能・役割の面から求められる4つの要件

- ①**守秘義務の担保や情報収集における信頼性の保障**などの観点から公的性質を持つこと
- ②国際的な獲得競争の中で優秀な人材を確保するための**柔軟な人事・給与システム**が実現できること
- ③期待されるアウトプットや国内公的シンクタンクとの連携を踏まえ、**ガバナンスに政府の意向が反映**できること
- ④人材育成や新たな分析手法の開発などの**自主事業**や政府以外の顧客からの調査研究も担えること

ガバナンス

- 経営判断を担う役員の選任や解任、事業内容の企画立案や業務運営など、**組織の運営に政府の意向が一定程度反映できる仕組み**が必要。
- 中長期的な視野に立った調査研究の必要性から、**政府のオーソライズを受けた中長期的な計画**に基づいて事業を実施するスタイルが必要

財務

- 一階部分として、人材育成や基盤的な調査分析、新分析手法の開発等の**自主事業**や組織の管理・運営に係る予算措置は主管府省が支える。
- 必要に応じて、特定の行政機関等のニーズに即した調査研究は二階部分として追加する。
- 自主事業については公的外部資金も活用する。

組織の立上げ準備

- 設立準備と並行してシンクタンクのコア機能として必要な取組を行うべく、**政府部内に体制を整備**。
- コア機能としては、人材の育成や先行的な調査研究を委託事業（**シンクタンク機能育成事業**）を活用して実施し、その成果は、シンクタンクに適切に承継。
- 設立準備期間中も**海外シンクタンクとの連携関係が途切れない**よう配慮。

- 柔軟なマネジメントを実現しつつ政府に準じた公的性質を有する組織体として、「**法律により設立される法人**」とする。
- より具体的な組織形態については業務運営上の課題などについてさらに詳細に検討を行い、**適切な形態で設立準備を本格化**する。
- 政府以外からの顧客からの依頼については、政府の確認や認可を経て、本来業務に支障のない範囲で受けのこととする。